

東みよし町
第6期障がい福祉計画及び
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

東みよし町

はじめに

誰もが住みやすいと感じられるまちは、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して普通に暮らすことができるノーマライゼーションの理念に基づく共生社会の実現にほかなりません。

東みよし町では、平成30年より障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定し、各種障がい者児福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の充実に努めてまいりました。

このたび、福祉計画の期間が終了することに伴い、障がい者・障がい児を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、障害者総合支援法に基づいて、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「東みよし町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。第2次東みよし町総合計画のめざす将来像として、「ちょうどええ、ほなけん住んどる〜『ずっと住みたい!』を共に創るまち〜」とし、豊かな生活環境と選択の多様性を伸ばすまちづくりを進めています。また、東みよし町障がい者基本計画の理念であります「障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるまち 東みよし町」を推進しながら、様々なサービスの確保に取り組んでまいります。

今後は、本計画に基づき障がい福祉施策を着実に展開していくこととなりますが、町民の皆様をはじめ関係団体、各施設・事業所の皆様におかれましては一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和3年3月

東みよし町長 松浦 敬治

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口動態	7
2 身体障がい者の現状	9
3 知的障がい者の現状	11
4 精神障がい者の現状	12
5 難病患者の現状	13
6 障がい児の就学の現状	14
7 障がい者の雇用の現状	16
8 アンケート調査結果に見る障がい者の現状等	17
9 ヒアリング調査結果に見る事業所の現状等	27

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	31
2 サービスの体系	33

第4章 成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和5年度の成果目標	35
2 障がい福祉サービスの見込量	40
3 障がい児福祉サービスの見込量	47
4 地域生活支援事業の見込量	50

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	57
2 計画の進捗管理	57

資料編

1 東みよし町委託相談支援事業所	59
2 東みよし町障がい者虐待防止センター	59
3 東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画策定委員会設置条例	60
4 東みよし町第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	61
5 用語解説	62



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年3月、「東みよし町障がい者基本計画」と「東みよし町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

前計画の策定に先立ち、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められました。

また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表され、市町村の福祉行政が新たな局面を迎える中での計画策定でした。

この度、3年に一度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本町においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい基本指針に基づく「東みよし町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【障害者施策関連法令などの動向】 『 』は略称を表しています。

年	国の動き
平成 15 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の 一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年	○障害者自立支援法 施行 ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待 防止法』 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律『障 害者優先調達推進法』 施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年	○障害者差別解消法 施行 ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年	◆『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表
平成 30 年	●障害者基本計画（第 4 次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ

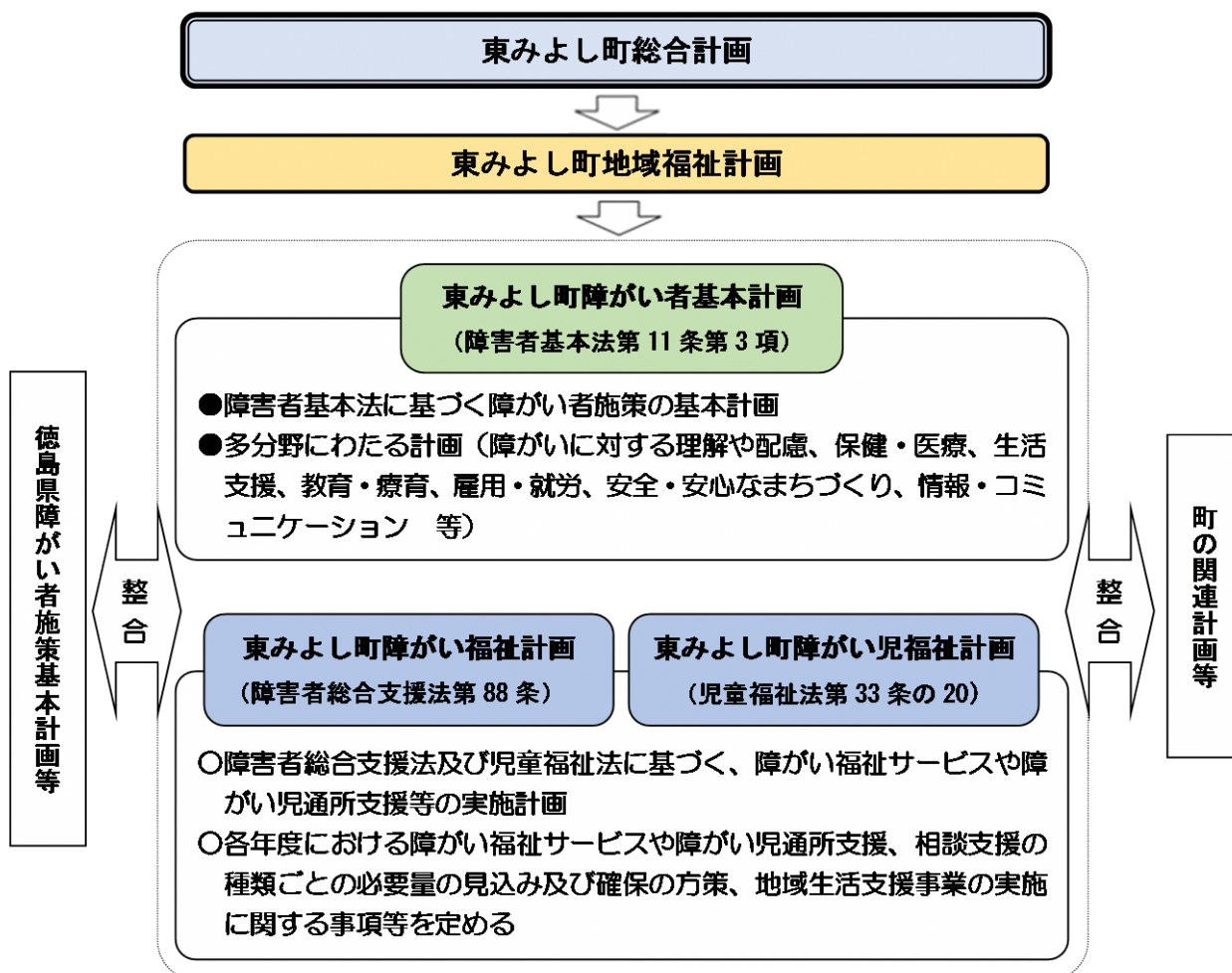
★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

前計画と一体的に策定した「東みよし町障がい者基本計画」が、町における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画であるのに対し、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

また、本計画は、上位計画である「東みよし町総合計画」や「東みよし町地域福祉計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者基本計画（6年間）						次期障がい者基本計画					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			

4 計画の策定体制

（1）当事者アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者・障がい児の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	令和2年9月1日現在、東みよし町在住の、障がいのある人及び障がいのある児童の保護者。
調査方法	郵送による配布回収 ただし、一部の調査票（130件）は、施設や事業所に配布を依頼
調査期間	令和2年9月1日（火）～9月14日（月）
回収結果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人 配布数：943件 有効回収数：514件（有効回収率：54.5%） 障がい児の保護者 配布数：31件 有効回収数：17件（有効回収率：54.8%）

（2）サービス提供事業所に対するヒアリング調査

障がい福祉サービス等の提供事業所に、活動の状況や障がいのある人に関係する取り組みや考えを把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

町内の障がい福祉サービス等を提供している21事業所にヒアリング調査票を配布し、全事業所から回答をいただきました。

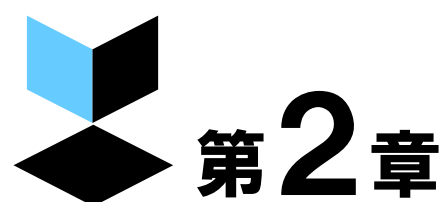
(3) 計画策定委員会の設置

本計画の策定を行うにあたり、「東みよし町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、令和2年7月から令和3年3月まで計3回の審議を行いました。

この委員会には、医療・福祉・教育・雇用の関係者のほか、障がい者団体の代表者にも委員として参画していただき、幅広い意見の集約を行いました。

(4) 計画素案の公表、住民からの意見募集

令和3年1月に、計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。



第2章

障がい者を取り巻く現状

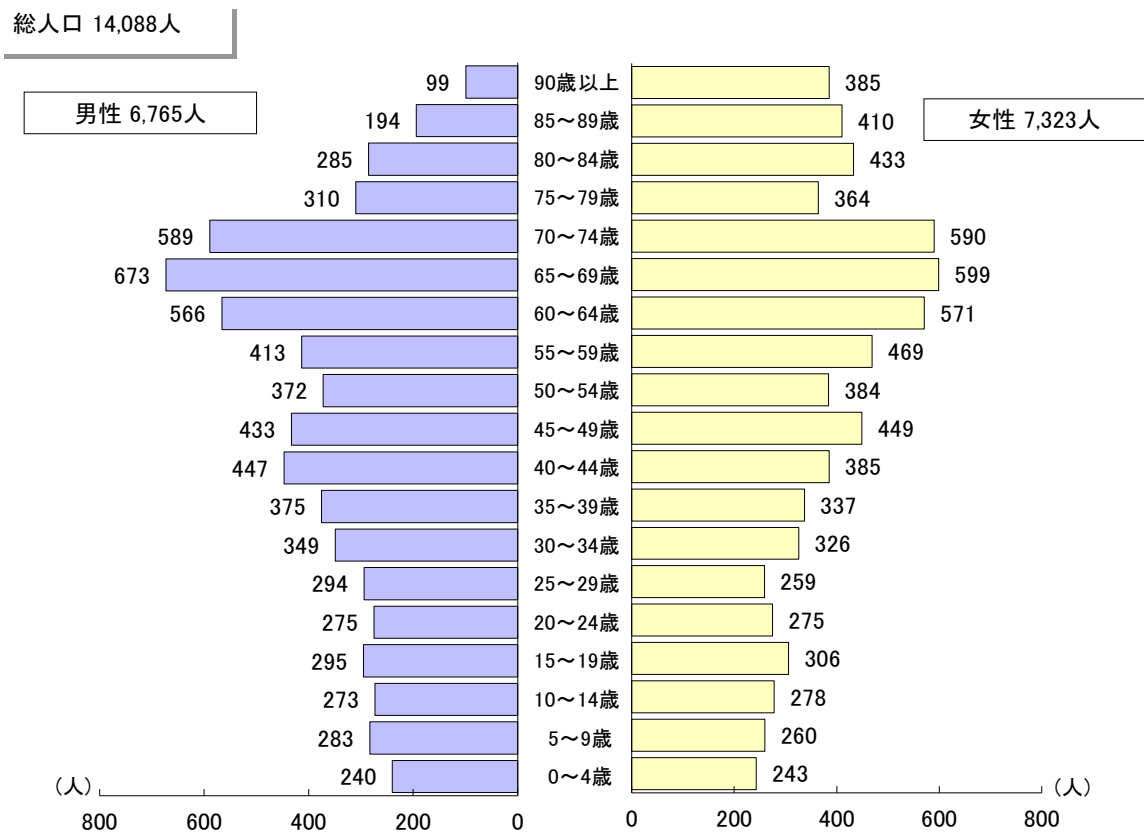
1 人口動態

(1) 人口構造

本町の人口は、令和2年10月1日現在で、男性6,765人、女性7,323人、合計14,088人です。

年齢階層別に見ると、65～69歳を中心にその前後の年齢階層が多くなっており、今後10年間は後期高齢者数の増加が見込まれます。

人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）

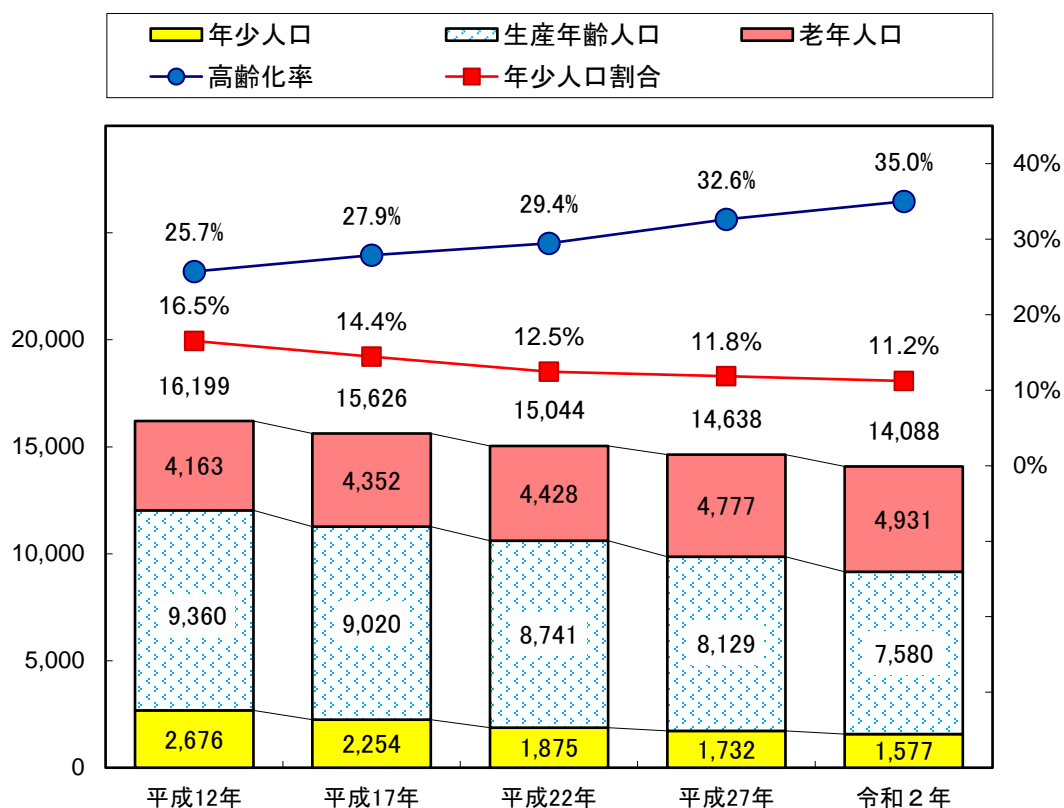


資料:住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口の推移

平成12年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。令和2年10月1日現在の高齢化率は35.0%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率等の推移



資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳）

2 身体障がい者の現状

(1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在 765 人で、年々減少する傾向にあります。

等級別に見ると、1 級が最も多く、令和元年度末現在 236 人と、全体の 30.8%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	255	256	253	239	236
2 級	149	136	130	126	108
3 級	139	131	121	119	121
4 級	201	201	190	181	173
5 級	64	63	59	55	52
6 級	77	81	77	76	75
合計	885	868	830	796	765

※各年度末現在

資料：東みよし町

(2) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に令和元年度末現在の身体障害者手帳所持者数を見ると、65 歳以上が 582 人と、全体の 76.1%を占めています。

また、平成 27 年度からの推移を見ると、18 歳未満は横ばいですが、18 歳以上は減少傾向にあります。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	5	6	6	5	5
18歳～64歳	211	192	182	182	178
65歳以上	669	670	642	609	582
合計	885	868	830	796	765

※各年度末現在

資料：東みよし町

(3) 障がい種別障害者手帳所持者数の推移

障がい種別に令和元年度末現在の身体障害者手帳所持者数を見ると、肢体不自由が367人(48.0%)と最も多く、次いで内部障害が219人(28.62%)となっています。

また、平成27年度からの推移を見ると、内部障がいは横ばいですが、それ以外の障がい種別はすべて減少傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	75	75	72	68	63
聴覚・平衡 機能障がい	128	128	118	114	110
音声・言語 障がい	9	9	7	7	6
肢体不自由	452	438	413	393	367
内部障がい	221	218	220	214	219
合計	885	868	830	796	765

※各年度末現在

資料：東みよし町

3 知的障がい者の現状

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、平成30年までは微増傾向にありましたが、令和元年度はやや減少し、182人となっています。

障がい程度別に見ると、軽度のB2判定の増加が目立っています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい程度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1判定	32	31	29	30	29
A2判定	60	56	54	55	53
B1判定	43	43	47	44	44
B2判定	40	48	52	56	56
合計	175	178	182	185	182

※各年度末現在

資料：東みよし町

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

平成27年度からの療育手帳所持者数の推移を年齢階層別に見ると、18歳未満は減少、18歳以上は概ね増加傾向にあります。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	38	36	35	34	32
18歳以上	137	142	147	151	150
合計	175	178	182	185	182

※各年度末現在

資料：東みよし町

4 精神障がい者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在 117 人で、等級別に見ると、2 級と 3 級が多くなっています。

また、平成 27 年度から令和元年度までの推移を見ると、1 級は減少、2 級と 3 級は増加傾向にあり、全体で見ると 23 人（24.5%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	19	18	14	16	13
2 級	41	45	46	51	51
3 級	34	34	44	46	53
合計	94	97	104	113	117

※各年度末現在

資料：東みよし町

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数は、令和元年度末現在 224 人で、平成 27 年度以降、一貫して増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者証 所持者数	198	204	214	219	224

※各年度末現在

資料：東みよし町

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、その中で、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

令和元年7月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

本町における令和元年度末現在の特定疾患医療受給者証の所持者は134人、小児慢性特定疾患医療受給券の所持者は5人となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。さらに、上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られ、令和元年7月1日からは、361疾病が対象となっています。

特定疾患医療受給者証所持者数などの推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患医療受給者証所持者数	128	136	132	123	134
小児慢性特定疾患医療受診券所持者数	11	8	8	6	5

※各年度末現在

資料：東みよし町

6 障がい児の就学の現状

(1) 町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

(単位：学級、教室、人)

区 分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
特別支援学級	知的障がい	小学校	学級数	4	4	4	4	6
			児童数	15	17	21	26	30
		中学校	学級数	2	2	2	2	2
			生徒数	11	9	6	5	9
	自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	4	4	4	4	4
			児童数	10	13	12	16	27
		中学校	学級数	2	2	2	2	2
			生徒数	4	6	5	6	2
	肢体不自由	小学校	学級数	0	0	0	1	1
			児童数	0	0	0	1	1
		中学校	学級数	1	1	0	0	0
			児童数	1	1	0	0	0
	病弱	小学校	学級数	1	1	1	1	1
			児童数	1	1	1	1	1
		中学校	学級数	0	0	0	0	1
			生徒数	0	0	0	0	1
	難聴	小学校	学級数	0	0	1	1	1
			児童数	0	0	1	1	1
小計		学級数	14	14	14	15	18	
		生徒数	42	47	46	56	72	
通級指導教室	LD・ADHD	小学校	教室数	1	1	1	1	1
			児童数	19	21	21	17	19
	小計		教室数	1	1	1	1	1
			児童数	19	21	21	17	19
合計		学級・教室数	15	15	15	16	19	
		児童数	61	68	67	73	91	

※各年5月1日現在

資料：東みよし町

(2) 特別支援学校への就学状況

本町からの特別支援学校への就学状況は以下のとおりで、令和2年5月1日現在の通学者数は16人となっています。

特別支援学校の状況

学校名	所在地 (市町村)	東みよし町からの在学者数(人)			
		小学部	中学部	高等部	計
徳島県立池田支援学校	三好市	4	4	6	14
徳島県立池田支援学校美馬分校	美馬市	0	0	2	2
合 計		4	4	8	16

※令和2年5月1日現在

資料: 東みよし町

7 障がい者の雇用の現状

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和元年6月1日現在、徳島県内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率(2.2%)を達成している企業は508社中309社で、達成率は60.8%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況(徳島県内)

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率達成 企業の割合(%)
45.5～99人	299	20,027.0	469.0	2.34	181	60.5
100～299人	164	26,532.0	614.5	2.32	104	63.4
300～499人	27	10,167.0	200.0	1.97	13	48.1
500人以上	18	26,446.0	593.5	2.24	11	61.1
計	508	83,172.0	1,877.0	2.26	309	60.8

※令和元年6月1日現在

資料:徳島労働局

※障害者数には、重度障害者(実人数×2)及び重度以外の障害者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 町の行政機関における障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、町長部局における障がい者雇用率は6.5%で、法定雇用率(2.5%)を達成しています。

町の行政機関における障がい者の雇用状況

部局	職員数(人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者雇用率 (%)
町長部局	140	140	9	6.5
教育委員会	21	18	0	0.0

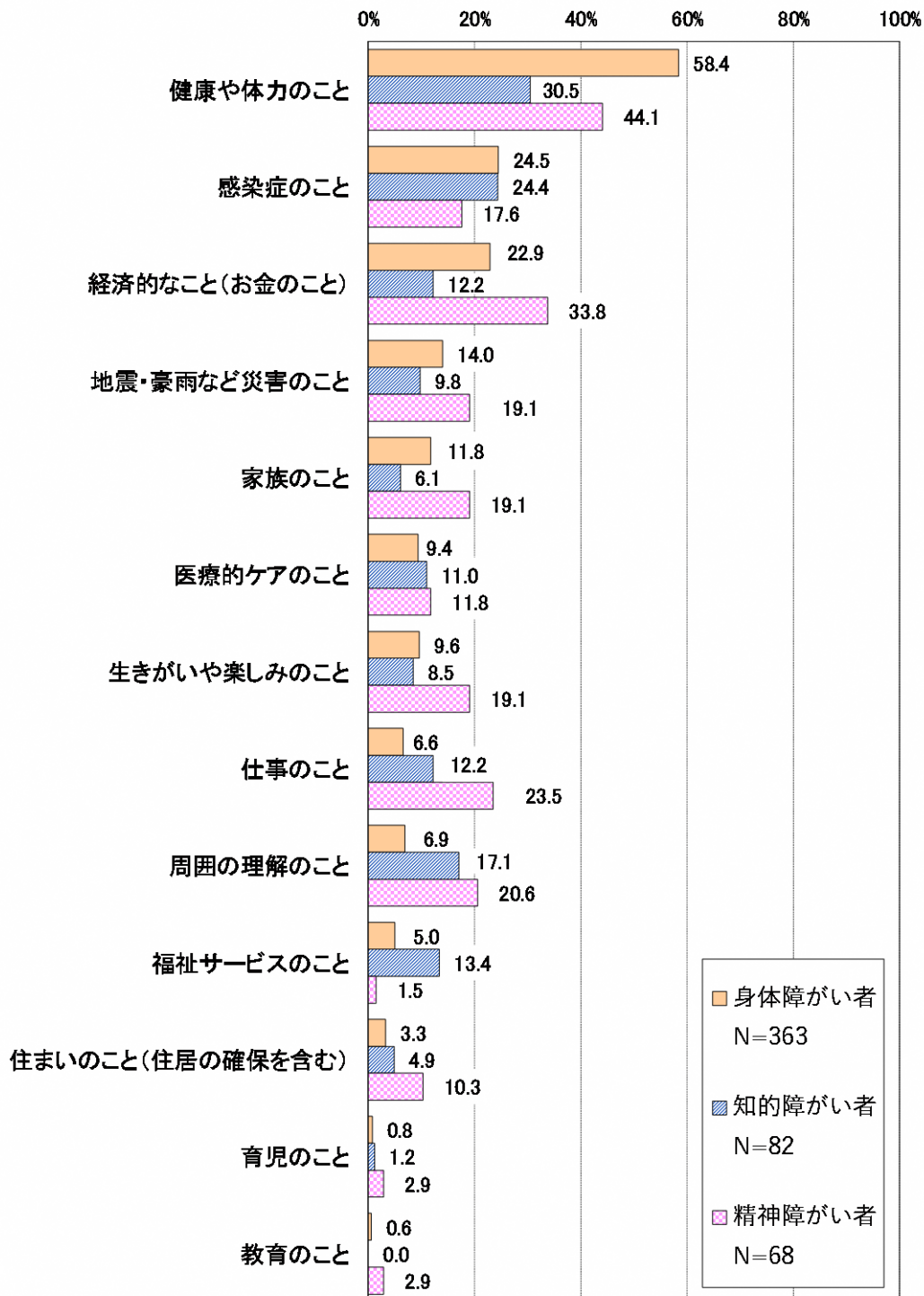
令和2年6月1日現在

資料:東みよし町

8 アンケート調査結果に見る障がい者の現状等

(1) 現在の生活で困っていること

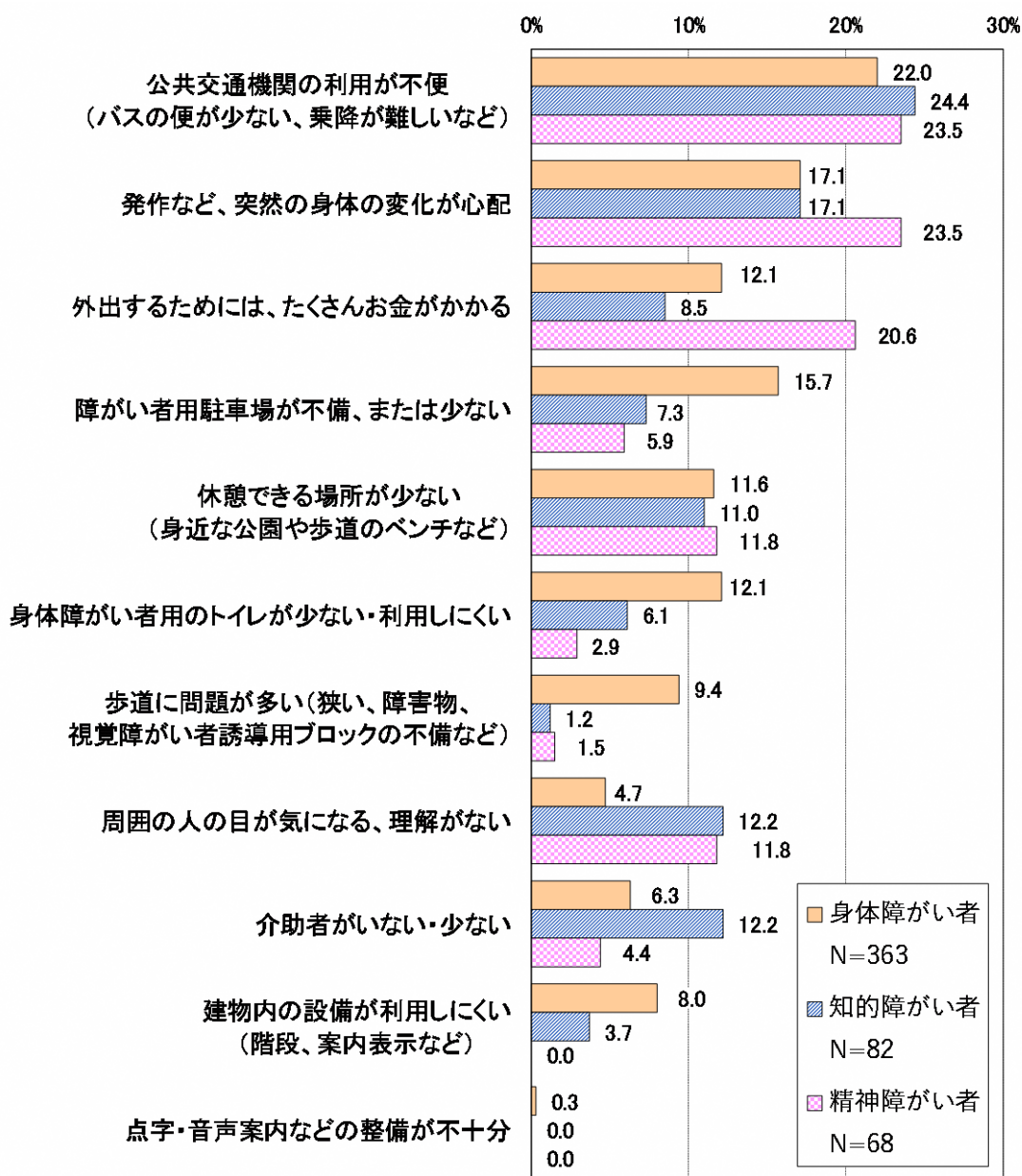
いずれの障がい種別においても、「健康や体力のこと」という回答が最も高い割合となっています（身体：58.4%、知的：30.5%、精神：44.1%）。また、精神障がい者では、「経済的なこと（お金のこと）」（33.8%）が2番目に高い割合となっています。



※グラフ中の「N」は、割合算出の基数となる有効回答者数を表しています(以下同じ)。

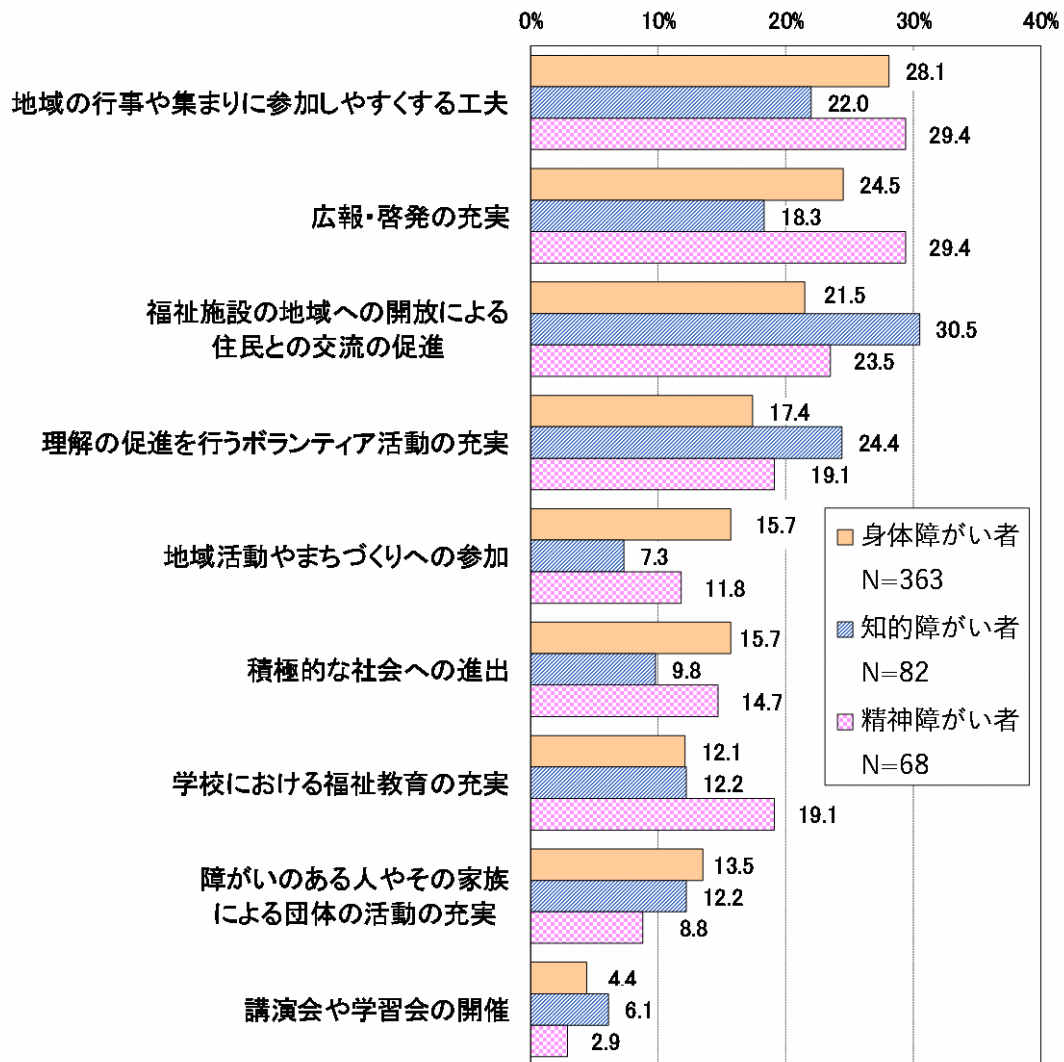
(2) 外出するとき、不便に感じたり困ったりすること

いずれの障がい種別においても、「公共交通機関の利用が不便（バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」（身体：22.0%、知的：24.4%、精神：23.5%）や「発作など、突然の身体の変化が心配」（身体：17.1%、知的：17.1%、精神：23.5%）が上位にあがっています。また、身体障がい者では「障がい者用駐車場が不備、または少ない」（15.7%）、知的障がい者では「周囲の人の目が気になる、理解がない」「介助者がいない・少ない」（ともに 12.2%）、精神障がい者では「外出するためには、たくさんお金がかかる」（20.6%）がそれぞれ3番目に高い割合となっています。



(3) 障がいや障がいのある人に対する住民の理解を深めるために必要なこと

身体障がい者と精神障がい者では、「地域の行事や集まりに参加しやすくする工夫」（身体・28.1%、精神：29.4%）と「広報・啓発の充実」（身体・24.5%、精神：29.4%）が上位を占めており、知的障がい者では、「福祉施設の地域への開放による住民との交流の促進」（30.5%）という回答が最も多く、「理解の促進を行うボランティア活動の充実」（24.4%）がそれに続いています。

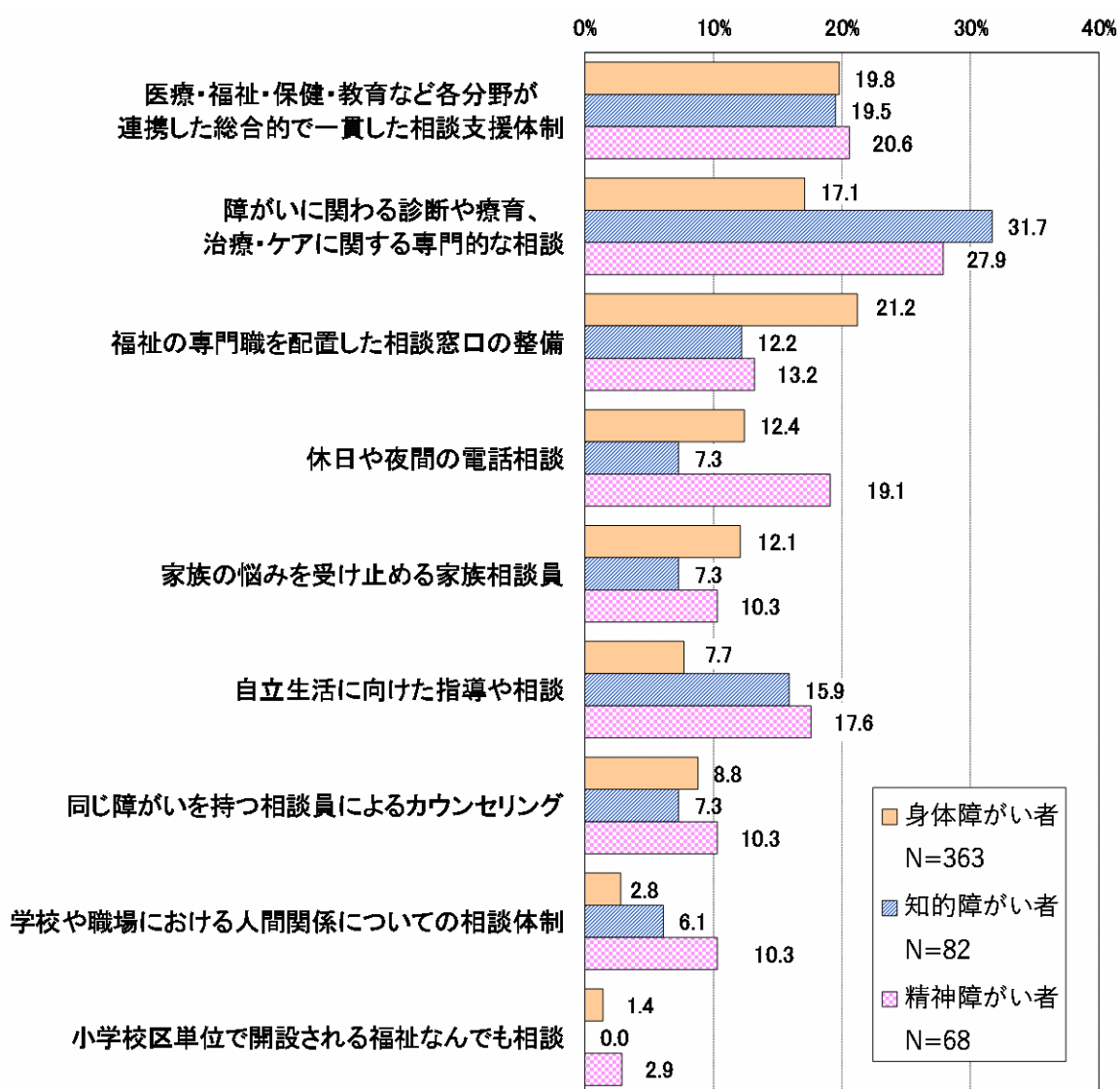


(4) 今後の相談支援体制について望むこと

身体障がい者では、「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」(21.2%)、知的障がい者と精神障がい者では「障がいに関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」(知的：31.7%、精神：27.9%)という回答割合が最も高くなっています。

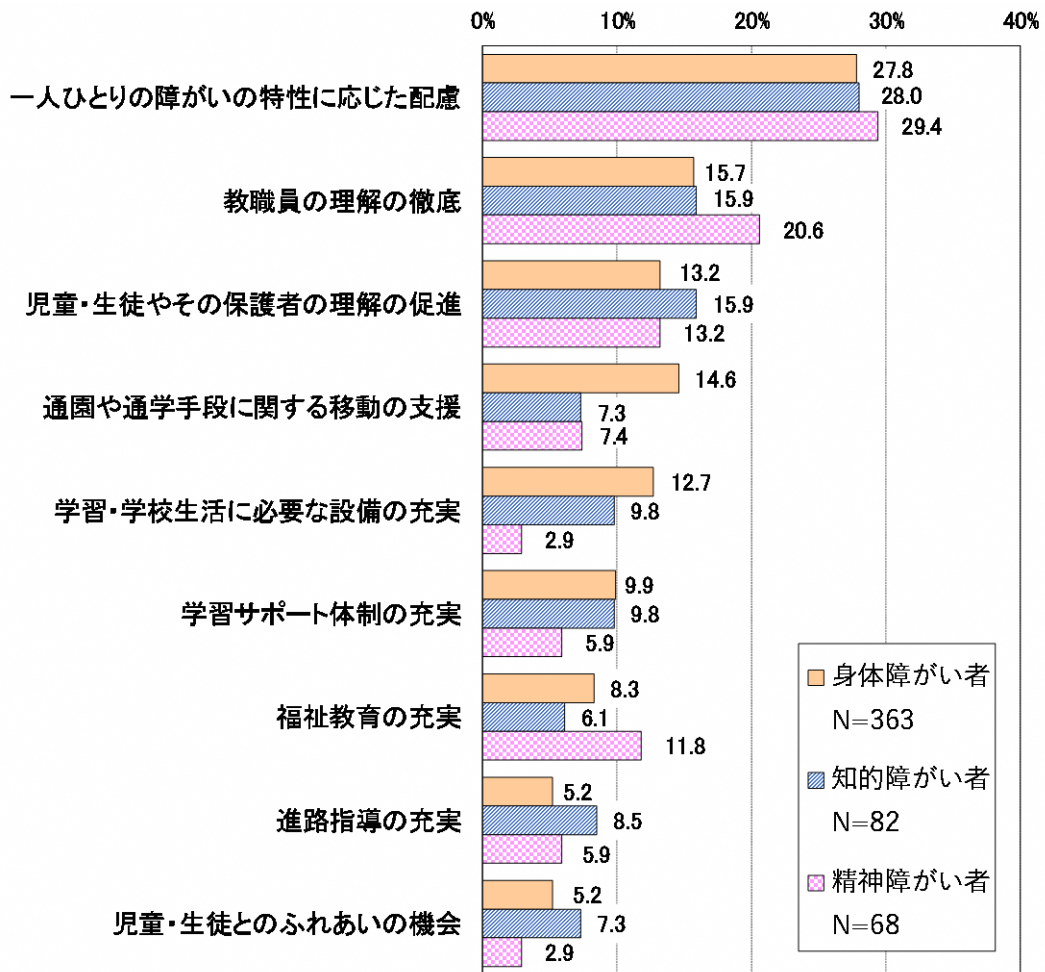
また、いずれの障がい種別においても「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」(身体：19.8%、知的：19.5%、精神：20.6%)が2番目に高い割合となっています。

さらに、精神障がい者では、他の障がい種別に比べ、「休日や夜間の電話相談」(19.1%)という回答割合も高くなっています。



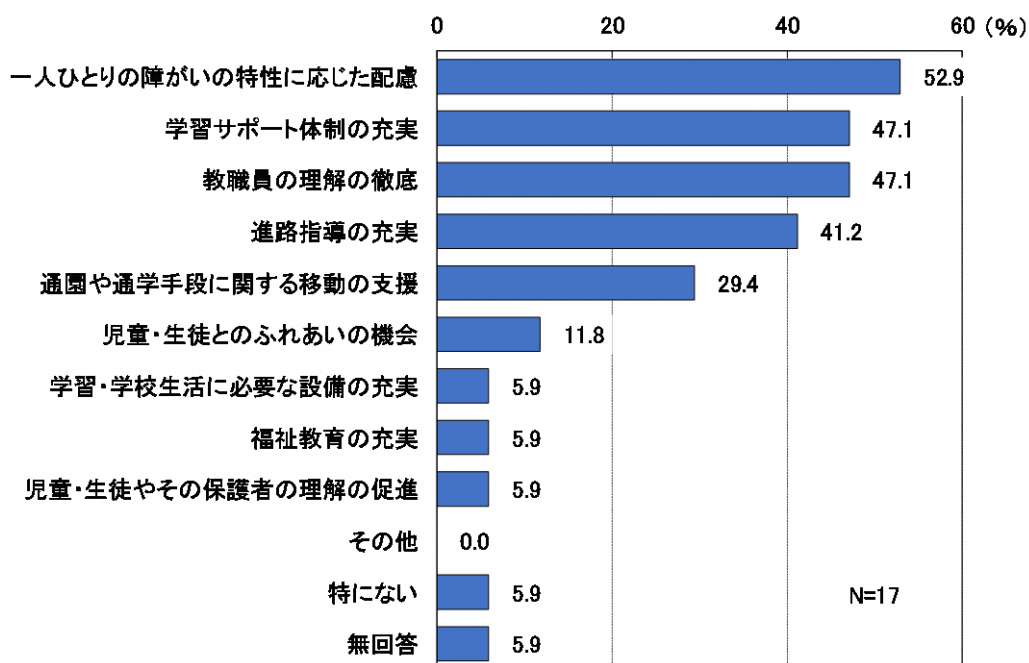
(5) 学校等での生活を送る上で必要だと思った（思っている）こと

いずれの障がい種別においても「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」（身体：27.8%、知的：28.0%、精神：29.4%）という回答が最も多く、「教職員の理解の徹底」（身体：15.7%、知的：15.9%、精神：20.6%）や「児童・生徒やその保護者の理解の促進」（身体：13.2%、知的：15.9%、精神：13.2%）などがそれに続いています。



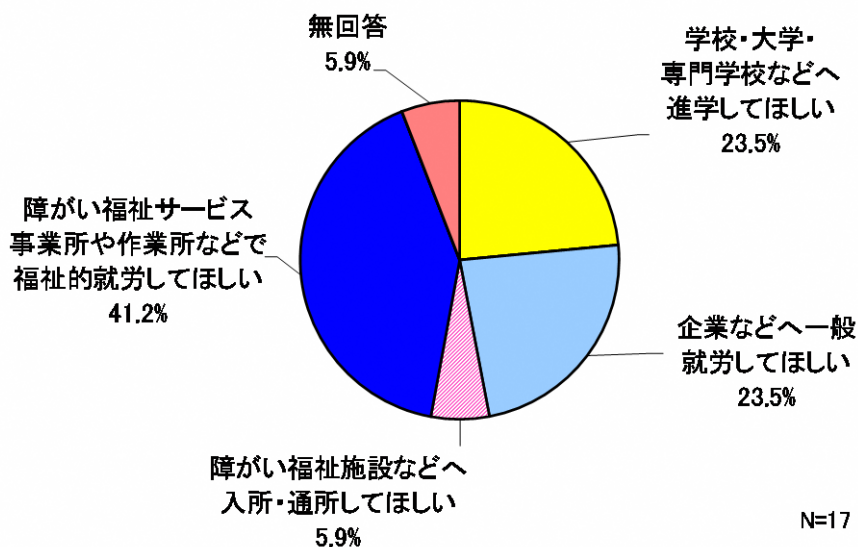
(6) 子どもが学校等での生活を送る上で必要だと思うこと（障がい児の保護者）

障がいのある子どもが保育所・幼稚園、または学校での生活を送るうえで、保護者として必要だと思うこととしては、「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」という回答が52.9%と最も多く、以下、「学習サポート体制の充実」「教職員の理解の徹底」（ともに47.1%）、「進路指導の充実」（41.2%）と続いています。



(7) 子どもの進路についての希望（障がい児の保護者）

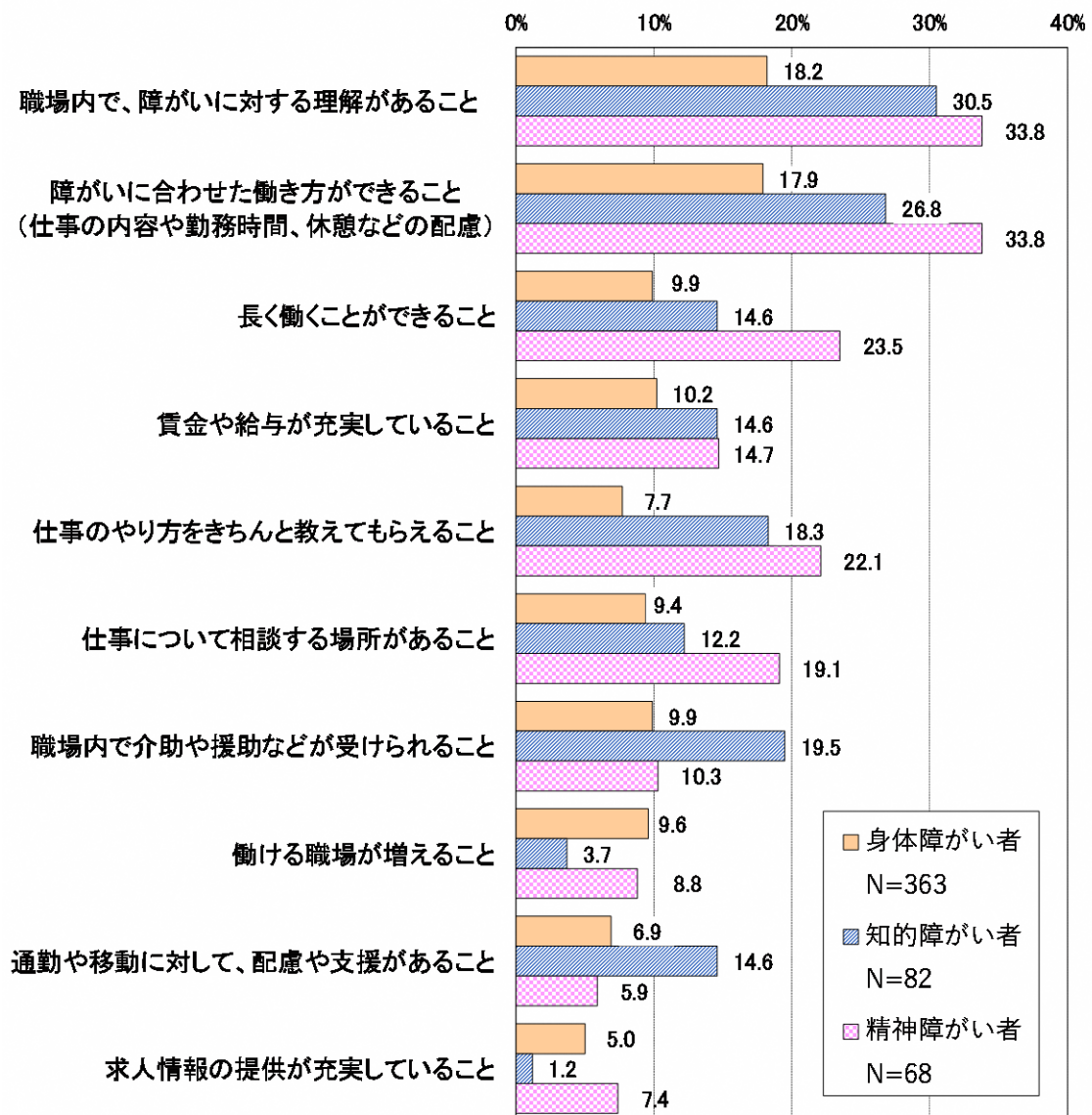
「障がい福祉サービス事業所や作業所などで福祉的就労してほしい」という回答が41.2%と最も多く、「学校・大学・専門学校などへ進学してほしい」と「企業などへ一般就労してほしい」がともに23.5%となっています。



(8) 働く場合、どのような配慮を希望するか

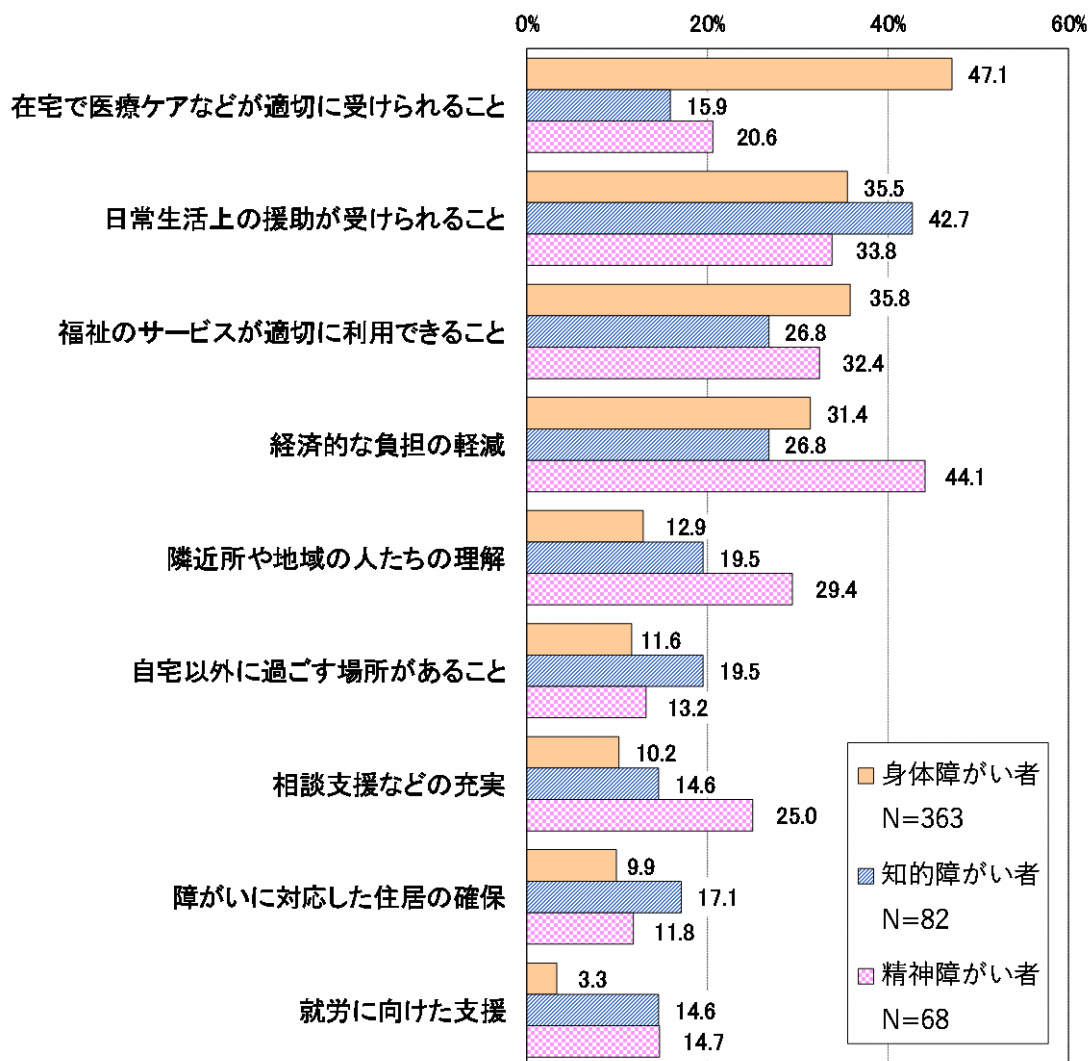
いずれの障がい種別においても「職場内で、障がいに対する理解があること」(身体：18.2%、知的：30.5%、精神：33.8%)と「障がいに合わせた働き方ができること(仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮)」(身体：17.9%、知的：26.8%、精神：33.8%)の回答割合が高くなっています。

また、身体障がい者では「賃金や給与が充実していること」(10.2%)、知的障がい者では「職場内で介助や援助などが受けられること」(19.5%)、精神障がい者では「長く働くことができること」(23.5%)がそれぞれ3番目に高い割合となっています。



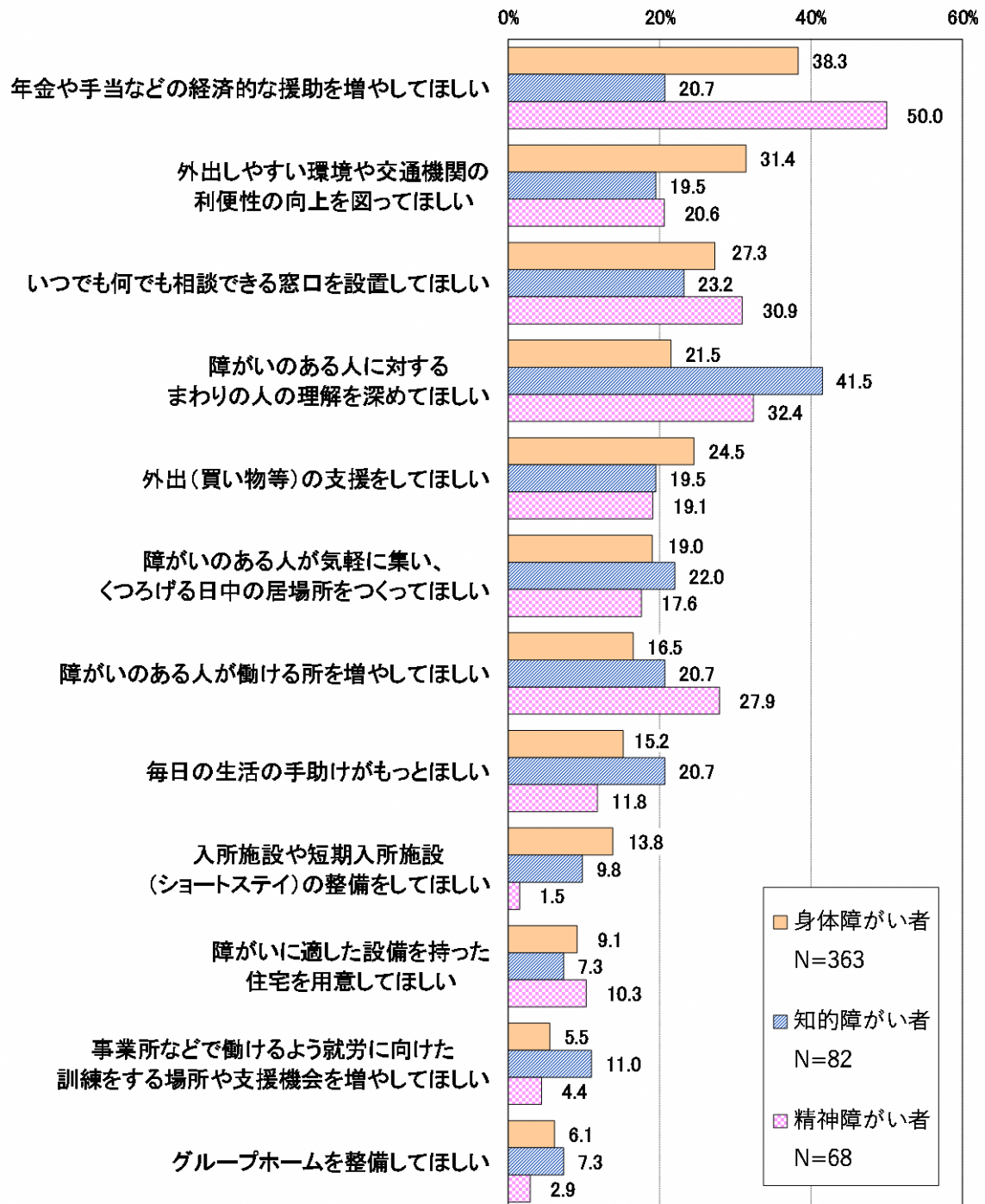
(9) 地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思うか

身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(47.1%)、知的障がい者では「日常生活上の援助が受けられること」(42.7%)、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」(44.1%)がそれぞれ最も高い割合となっています。



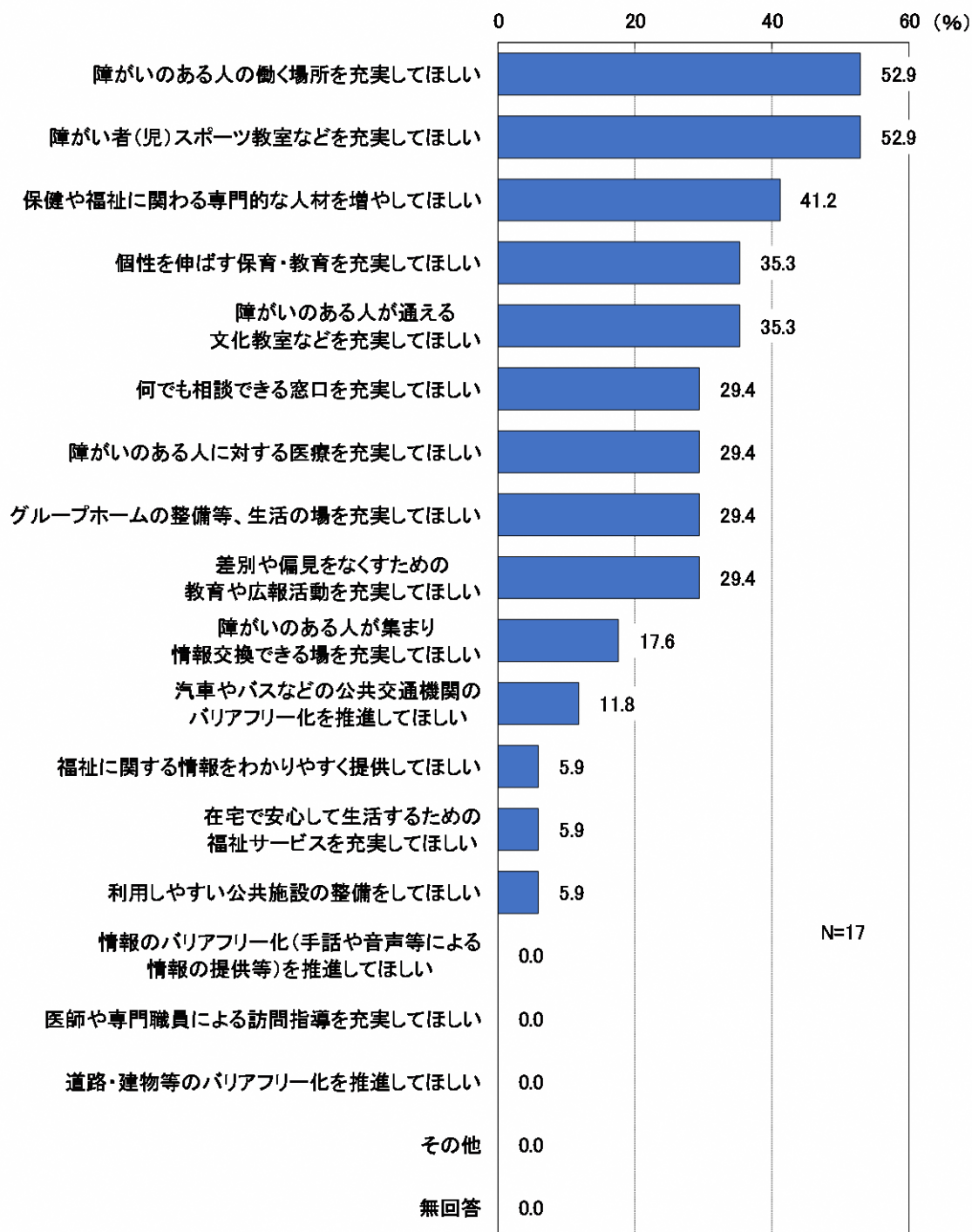
(10) 障がい者に対する支援として、どのようなことを充実すべきだと思うか

身体障がい者と精神障がい者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」（身体：38.3%、精神：50.0%）、知的障がい者では「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」（41.5%）がそれぞれ最も高い割合となっています。



(11) 障がいのある子どもや保護者にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること（障がい児の保護者）

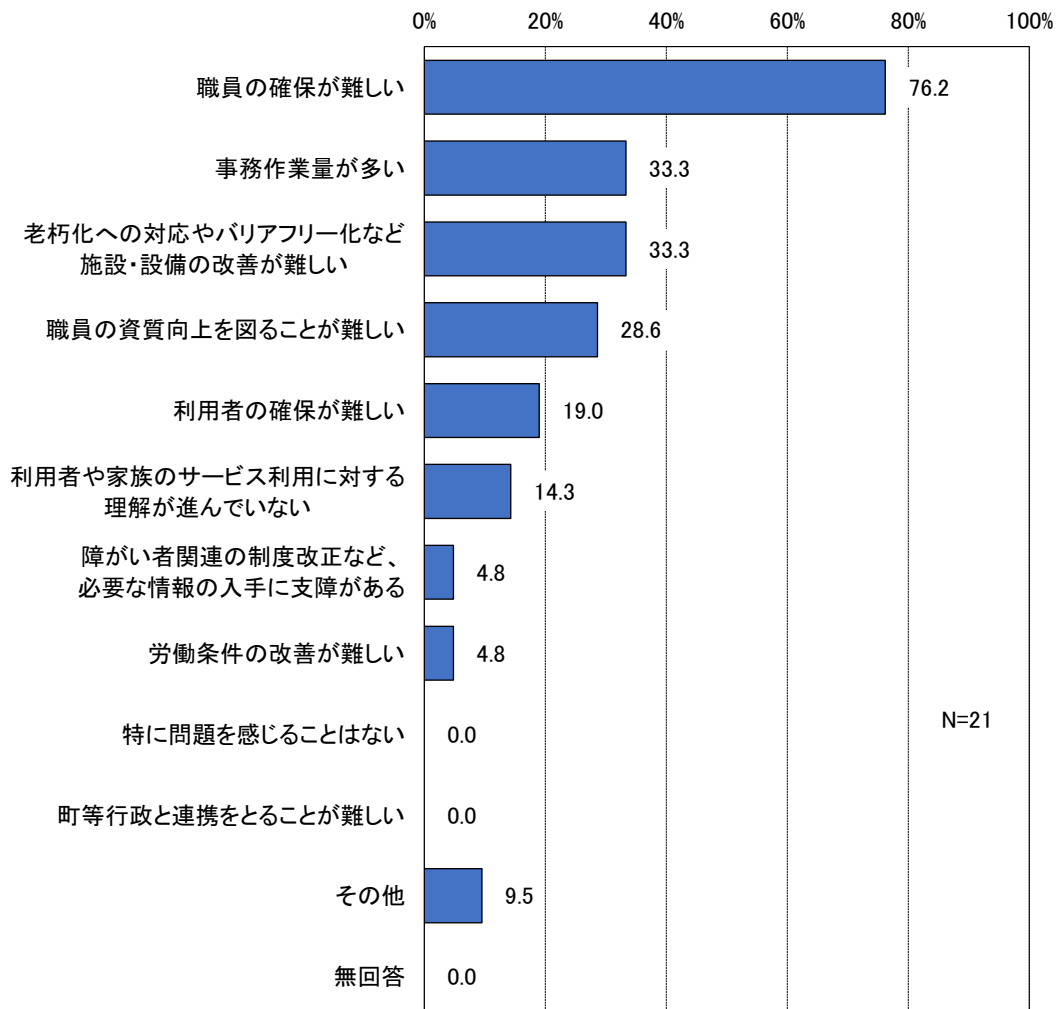
「障がいのある人の働く場所を充実してほしい」と「障がい者（児）スポーツ教室などを充実してほしい」という回答がともに 52.9%と最も多く、「保健や福祉に関わる専門的な人材を増やしてほしい」が 41.2%で、それに続いています。



9 ヒアリング調査結果に見る事業所の現状等

(1) 円滑な事業運営を進めていく上で、問題と感ずること

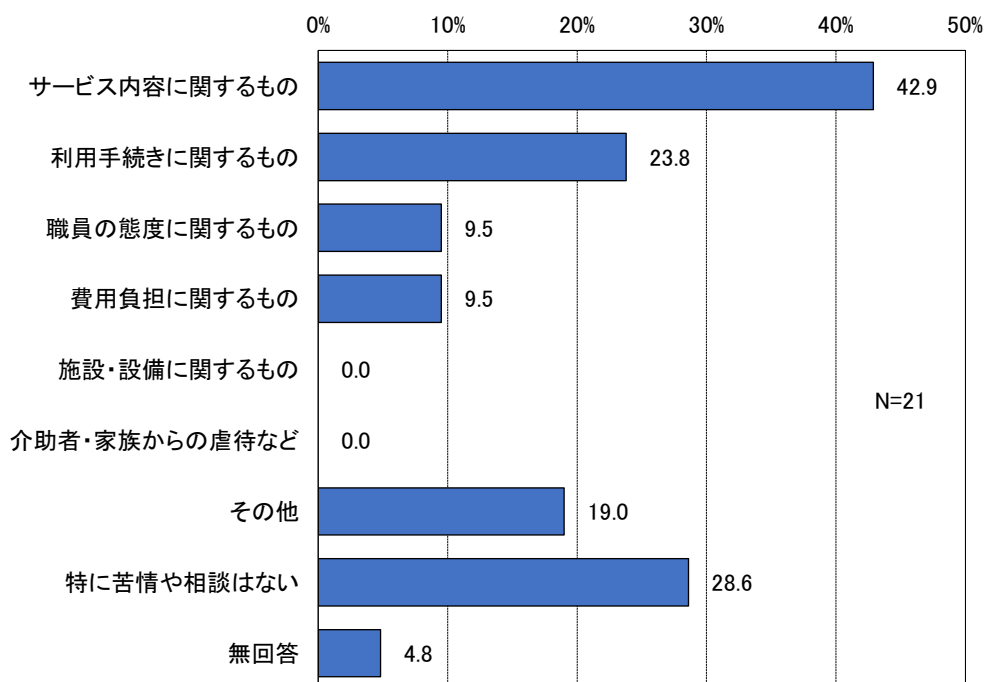
「職員の確保が難しい」という回答が76.2%と最も多く、「事務作業量が多い」「老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい」がともに33.3%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が28.6%で続いています。



(2) 利用者や家族からあげられる苦情・相談

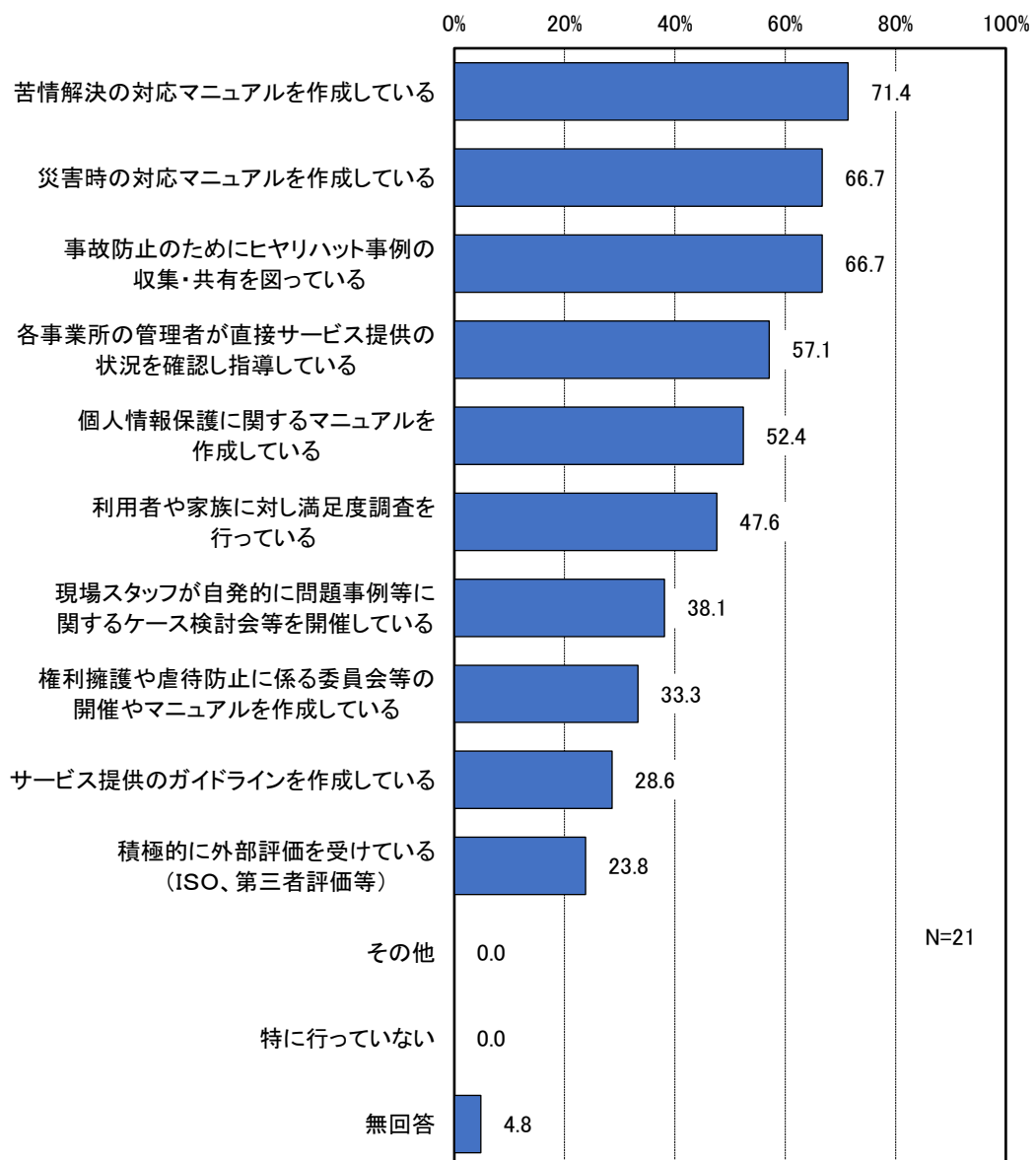
「サービス内容に関するもの」という回答が 42.9%と最も多く、次いで「利用手続きに関するもの」が 23.8%、「職員の態度に関するもの」「費用負担に関するもの」がともに 9.5%となっています。

「その他」の回答内容としては、「作業場での人間関係（相性等）」「進路相談」などがあがっています。



(3) サービスの質の向上のためにやっている取り組み

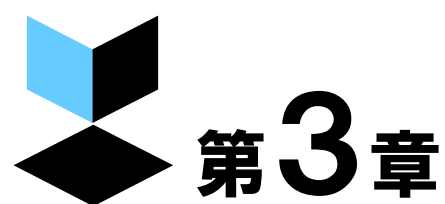
「苦情解決の対応マニュアルを作成している」という回答が 71.4%と最も多く、以下、「災害時の対応マニュアルを作成している」「事故防止のためにヒヤリハット事例の収集・共有を図っている」（ともに 66.7%）、「各事業所の管理者が直接サービス提供の状況を確認し、指導している」（57.1%）、「個人情報保護に関するマニュアルを作成している」（52.4%）、「利用者や家族に対し満足度調査を行っている」（47.6%）と続いています。



(4) 町全体で不足していると思われるサービスや支援について

町全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援については、以下のよう
な回答があがっています。移動手段も含め、移動支援の不足を指摘する意見が多くな
っています。

不足している サービスや支援	不足していると思う理由等
就労支援 共同生活援助	今後、精神障がい者を中心として長期入院者や長期入所者が地域に移行するにあたって、受け皿となる住まいの場の確保策としては、もう少しグループホームや就労支援を提供できる事業所があると良いように思います。
移動支援	利用できるヘルパー事業所が少なく、支給を受けても利用できない。 交通手段が少ない。他科受診、役所の手続き、買い物に行くのに不便である。 在宅生活において、生活に必要な買い物や社会参加の為に外出など、ヘルパーの派遣、利用が難しく、また交通機関が少ないので、タクシー利用となっている。介助者プラス車といったサービスがもう少し増え、柔軟に利用できればと思う。
同行援護・行動援護	利用できるヘルパー事業所が少なく、支給を受けても利用できない。
重度、重症心身障がい児の受入施設	保護者のニーズに対して、受け入れる場、環境が整えにくい。
乗り合いバス等	移動手段が少ない（本数も少ない）。
資格取得支援	色々な資格を持った人材を町内で育成する事により、この先10年、20年後の町の福祉の担い手を、町内で確保できると考えます。
その他	サービスを利用したいけど、どこに相談したらいいかわからない人もいる。家でこもっている人、高齢者で悩んでいる方の声が聞こえてきます。 今回のような新型ウィルス発生時等において、日中一時や、短期入所の利用ができない時に、対象児童を預けられる場所、もしくは事業所があれば、保護者は助かる、安心すると思う。 立地条件を考慮すると、隣の三好市と不足分を相互カバーできているので、不足感を感じない。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

東みよし町障がい者基本計画の基本理念である「障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるまち 東みよし町」の実現に向けて、国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる7つを基本理念とし、その推進を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施し、障がい福祉サービスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えます。

障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

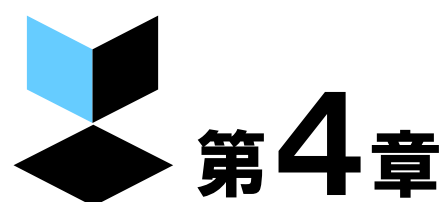
障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2 サービスの体系

障がいのある人を対象としたサービスの体系は以下のとおりです。

大分類	小分類	サービスの種類
障がい福祉サービス	(1)訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2)日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		③就労移行支援
		④就労継続支援(A型・B型)
		⑤就労定着支援
		⑥療養介護
		⑦短期入所
	(3)居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助(グループホーム)
		③施設入所支援
	(4)相談支援	①計画相談支援
②地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)		
障がい児福祉	(1)障がい児通所支援	①児童発達支援
		②医療型児童発達支援
		③居宅訪問型児童発達支援
		④放課後等デイサービス
		⑤保育所等訪問支援
	(2)障がい児相談支援	①障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助
地域生活支援事業	(1)必須事業	①理解促進研修・啓発
		②自発的活動支援
		③相談支援
		④成年後見制度利用支援
		⑤成年後見制度法人後見支援
		⑥意思疎通支援
		⑦日常生活用具給付等
		⑧手話奉仕員養成研修
		⑨移動支援
		⑩地域活動支援センター
	(2)任意事業	①福祉ホーム運営
		②日中一時支援
		③社会参加促進支援
	(3)地域生活支援促進事業	①障がい者虐待防止対策支援



第4章

成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和5年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、国の基本指針に従えば、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者（24人）の9%以上（3人）を地域生活へ移行すること及び平成28年度末現在の施設入所者の2%減の1人の削減を目標とすべきところ、本町の実情を踏まえ、いずれも0人と設定していました。

令和元年度末の施設入所者数は28人と、平成28年度末から4人増加しており、地域生活移行者もいませんでした。

本計画では、新しい国の基本指針に従い、令和元年度末時点における施設入所者（28人）の6%以上（2人）を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上（1人）削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和元年度末現在の施設入所者数	28人
	令和元年度末までの削減数	-4人
	令和元年度末までの地域生活移行者数 [※]	0人
本計画の 目標値	令和5年度末の施設入所者数	27人
	令和5年度末までの削減数	1人
	令和5年度末までの地域生活移行者数 [※]	2人

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

前計画においては、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を県西部障がい保健福祉圏域（以下「西部圏域」という。）で設置することを目標として掲げましたが、未だ設置に至っていません。

本計画では引き続き、西部圏域における協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	0	1	1	1

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、国の基本指針に従い、令和2年度に地域生活支援拠点等を西部圏域に1か所整備しました。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本計画では、引き続き西部圏域内で連携を取り、年1回以上その機能充実に向けた検証と検討を行うこととします。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数(か所/圏域)	1	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回/年)		12	6	6

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和2年度における年間一般就労への移行者数の目標を4人と設定していましたが、令和元年度の一般就労移行者数は2人となっています。本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（3人）にすることを目標とします。

なお、前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本とし、国の基本指針に基づき、令和2年度中に就労移行支援事業等の利用者数の目標値を9人（平成28年度末実績から2割以上増加させることを基本とする。）と設定しており、令和元年度末の利用者数は9人となっています。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の 実績	令和元年度の年間一般就労移行者数	2人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	9人
本計画の 目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	3人

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

前計画では、平成30年度から新設された就労定着支援について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を50%以上とすることを基本としていましたが、平成30年度の就労定着支援利用者はいませんでした。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

数値目標3：就労定着支援の利用者数及び就労定着率		
本計画の 目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	1人
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	1か所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本町では、障がい児に対する専門的な支援の確保という観点から、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備に努めてきました。現在、西部圏域内に児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所ともに1か所ずつ整備されており、既に国の基本指針で示された整備基準を達成しています。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、既に西部圏域内に1箇所ずつ整備済みで、今後もその利用促進を図っていきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本町では、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、東みよし町障害者自立支援協議会に子ども部会を設置しています。

今後もこのこども部会において、医療的ケア児支援に関する課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図るとともに、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

活動指標(圏域)	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター箇所数(か所)	1	1	1	1
保育所等訪問支援実施箇所数(か所)	1	1	1	1
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(か所)	1	1	1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(か所)	1	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	0	1	1	1

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、東みよし町障害者自立支援協議会において地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努め、業務の質の向上を図ります。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

2 障がい福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年10月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（1）訪問系サービス

訪問系サービスには、以下の5種類があります。

① 居宅介護	ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
② 重度訪問介護	ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
④ 行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
⑤ 重度障がい者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■ 訪問系サービス（①～⑤の合計）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	25	22	21	24	25	26
総利用時間 (時間/年)	3,422	5,665	5,463	5,864	5,979	6,089

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	42	48	44	44	45	46
総利用日数 (日/年)	10,219	10,687	11,046	10,296	10,530	10,764

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
総利用日数 (日/年)	0	0	0	0	0	0

■ 自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	2	1	0	0	0	0
総利用日数 (日/年)	528	352	0	0	0	0

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	13	12	10	10	11	12
総利用日数 (日/年)	1,457	1,750	1,599	1,440	1,584	1,728

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	9	11	10	10	11	11
総利用日数 (日/年)	1,508	1,663	1,764	1,680	1,848	1,848

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	55	58	53	53	54	55
総利用日数 (日/年)	10,455	9,606	10,284	9,667	9,849	10,032

⑥ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	1	2	1	1	1

⑦ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	4	5	6	6	6	6

⑧ 短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■短期入所（福祉型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	14	8	1	5	8	11
総利用日数 (日/年)	981	411	150	348	468	612

■短期入所（医療型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
総利用日数 (日/年)	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	34	33	32	33	34	34

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	27	31	28	26	27	27

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	149	146	146	147	148	150

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	1	1	1	1

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	2	2	2	2

3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年10月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	20	19	17	19	19	19
総利用日数 (日/年)	3,076	3,296	3,242	3,281	3,281	3,281

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
総利用日数 (日/年)	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
総利用日数 (日/年)	0	0	0	0	0	0

④ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	12	19	21	20	21	22
総利用日数 (日/年)	2,116	2,730	3,372	3,204	3,364	3,524

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	3	3	0	2	2	2
総利用日数 (日/年)	24	23	0	16	16	16

(2) 相談支援

① 障がい児相談支援（障がい児支援利用援助・継続障がい児支援利用援助）

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人/年)	33	38	38	38	38	38

4 地域生活支援事業の見込み

本町では、障がい者とその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年10月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援事業所	か所	3	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業利用件数	(件/年)	0	0	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人後見支援事業申立件数	(件/年)	0	0	0	必要に応じて支援	必要に応じて支援	必要に応じて支援

⑥ 意思疎通支援事業

日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障がいのある人に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用 件数	(件/年)	46	29	30	30	30	30

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付するサービスです。

対象となる日常生活用具は以下のとおりです。

○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等。

○自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。

○情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具。

○排泄管理支援用具

ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具及び衛生用品。

○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	1	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	(件/年)	3	0	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	(件/年)	1	1	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	2	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	(件/年)	372	361	340	380	380	380
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(件/年)	0	0	0	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
参加者数	(人/年)	14	18	12	12	10	12

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数	(人/年)	1	1	1	2	2	2
総利用時間	(時間/年)	63	5	12	60	60	60

⑩ 地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数	(人/年)	10	10	10	10	10	10

(2) 任意事業

① 福祉ホーム運営事業

身体または知的、精神の障がいがあり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供するサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数	(人/年)	1	1	1	1	1	1

② 日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数	(人/年)	5	6	5	5	5	5
総利用回数	(回/年)	436	468	218	374	420	420

③ 社会参加促進事業

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者がスポーツに触れる機会等を提供する事業です。

○声の広報等発行事業

文字による情報の入手が困難な視覚障がい者に、音声訳による声の広報を毎月発行する事業です。

○生活訓練等

・知的コミュニケーション

社会性を身につけ、余暇の過ごし方を学び社会参加のきっかけをつくる教室です。

・パソコン教室

パソコンの使用に関して必要な技術を学び、地域交流、自己啓発等の社会参加を促進するための教室です。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者及び知的障がい者の自動車運転免許の取得及び身体障がい者の自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、身体障がい者及び知的障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助する事業です。

区 分		第5期(実績)			第6期(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
生活訓練等	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 地域生活支援促進事業

① 障がい者虐待防止対策支援事業

地域における町等関係行政機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、町社会福祉協議会、障がい者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、住民等、関係機関等の協力のもとに、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。



第5章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者や難病患者、障がい者団体や町社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「東みよし町障害者自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



資料編

1 東みよし町委託相談支援事業所

本町では、身体・知的・精神のそれぞれの障がいに応じて相談支援事業所を設置し、障がいのある人本人やその家族からの相談に対応しています。

	事業所名	住所	電話番号
身体	障がい者生活支援センターはくあい	三好市池田町州津堂面 175-1	0883-72-2251
知的	博愛ヴィレッジ	東みよし町西庄字浪内 49-1	0883-82-2871
精神	ワークサポートやまなみ	東みよし町足代 3796-3	0883-79-3928
知的	相談支援センターイノセント	美馬市脇町馬木字銚子場 1182-1	0883-53-3300

2 東みよし町障がい者虐待防止センター

本町では東みよし町虐待防止センターを設置し、関係機関と連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための体制を整備しています。

	事業所名	電話番号	FAX 番号	備考
1	ワークサポートやまなみ	0883-79-3937	0883-79-3927	24 時間受付
2	東みよし町役場 福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	

3 東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画策定委員会設置条例

令和元年 9 月 13 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本町における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するため、東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、町長が付議する東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な事項について検討し、その結果を町長に対して提言する。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、障がい者福祉について理解及び知識のある者並びに関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、町長が委嘱した日から東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定終了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会は、委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 最初に召集される委員会は、第 1 項の規定にかかわらず、町長が召集する。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 東みよし町第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画策定委員名簿

氏名	所属・役職	備考
吉井 武	東みよし町議会総務厚生常任委員会 委員長	委員長
川野 悦博	東みよし町民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
加藤 和輝	社会福祉法人十字会 博愛ヴィレッジ 施設長	
久原 孝	三好市医師会 副会長	
佐藤 元	東みよし町校長会 会長 (昼間小学校)	
矢野 雄也	徳島県立池田支援学校 進路指導主事	
井後 利男	東みよし町商工会 事務局長	
藤本 美穂	三好公共職業安定所 就職促進指導官(併) 上席職業指導官	
岡井 正夫	東みよし町身体障害者会 会長	
白川佐知子	東みよし町手をつなぐ育成会 会長	
高井 春夫	特定医療法人 恵済会 ゆうあいホスピタル 地域連携課課長	
井上 員江	社会福祉法人 三好やまなみ会 常務理事	
中川 友江	社会福祉法人池田博愛会 障がい者就業・生活支援センターはくあい 施設長	
島尾 栄子	社会福祉法人池田博愛会 障がい者生活支援センターはくあい 次長 (相談支援専門員)	
藤内 則康	社会福祉法人東みよし町社会福祉協議会 事務局長	
松村 美智子	西部総合県民局保健福祉環境部 (三好保健所) 健康増進担当課長	
川原 誠男	東みよし町 副町長	
小原 京子	東みよし町健康づくり課 課長	

5 用語解説

あ行

◆医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療管理室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

◆一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

か行

◆基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

◆共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会。

◆ケアマネジメント

障がい者及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

◆権利擁護

住民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとする事。

◆合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

さ行

◆児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

◆市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。自治体等が行う養成研修を行っている。

◆社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

◆社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

◆障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者と定義された。平成 16 年の一部改正では、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。また、平成 23 年の一部改正により、発達障がい等を含めて障がい者の定義の見直しが行われたほか、地域社会における共生等が理念として盛り込まれた。

◆障害者虐待防止法

虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律のこと。

◆障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

◆障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づける等、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。

◆障害者差別解消法

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が求められている法律のこと。

◆障害者自立支援協議会

地域における障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場。相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること等について協議する。

◆障害者自立支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類ごとに分かれていた障がい者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障がい者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成 18 年施行）。平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に法律名が変更になり、制度が一部変更となった。

◆障害者総合支援法

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に変わり、すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的として平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この法律によって新たに難病患者も障がい福祉サービスの利用が可能となり、また重度訪問介護の対象者拡大やグループホームとケアホームの一元化等が実施されている。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により行為能力が十分でない人の法律行為を保護・援助する後見人を決める制度。すでに精神障がいがある場合に決める法定後見制度と、意思能力があると認められた身体障がい者や体の自由がきかない高齢者が能力が衰える前に後見人を決める任意後見制度があり、申し立てを受けた家庭裁判所が審判を行う。

た行**◆地域活動支援センター**

障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

◆地域共生社会

従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成 29 年 2 月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

◆地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

◆通級指導教室

小・中学校に通う比較的障がいの程度が軽い子どもが一人ひとりの障害に合わせた個別の指導を受ける教室のこと。通っている生徒は、通常学級のクラスに籍を置いているため、学校生活のほとんどは通常学級にいて、週に何時間かだけ通級指導教室へ通う。

◆特別支援学級

障がいの程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。

◆特別支援学校

障がいの程度が比較的重度の児童生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。

◆特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

◆難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、本人や家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

は行

◆発達障がい

発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

◆バリアフリー

高齢者や障がいのある人等が社会生活を送る上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くという意味であるが、広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

◆福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人が、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方。

◆法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）。

や行

◆要約筆記者

聴覚障がいのある人に対して話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

◆療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

東みよし町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 徳島県東みよし町
企画・編集 東みよし町福祉課

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂 3360 番地
TEL (0883) 82-6306
FAX (0883) 82-6307
